

協働事業提案制度の令和4年度改正点について

1 制度改正の状況について

現在、制度改正に向けた様々な調整が続けているが、まだ必要な調整が終了していない状況にある。そのため、現時点では全体的な制度改正を行うことができないため、令和4年度の募集は、書類を含めた手続の煩雑さの解消を行い、実施していきたい。

2 提案募集から事後評価までの流れ〈市民提案型協働事業・行政提案型協働事業〉

【現状の課題】(1)1事業の提案から報告までの期間が3年は長い

(2)事業完了後、報告会までの期間が長く、正確な報告ができない。

【解決のための手段】(1)実施期間は4月～翌年2月までの単年度事業とし、実施年度中に報告・各委員会による評価を完了させる。

(2)評価方法の変更:事業報告会を廃止し、各事業の実施に併せて評価をする。

年度	手続	時期	内容
令和4	提案募集	市民提案型:7月1日～8月31日 行政提案型:9月1日～9月30日	提案募集の周知は6月から実施
	書類審査・ 担当部署の決定	市民提案型:9～10月 行政提案型:10月	協働推進課が実施 ・提案者の要件、協働事業の要件を確認 ・協働相手の候補となる担当部署との調整
	プレゼンテーション	11月	推進委員会・庁内委員会委員による選考結果を市長へ報告
	採択決定	3月	市長が採択決定 採択決定後は、事前準備可
令和5	事業実施	4月～2月 ※事業報告は完了後随時	協定の締結 補助金の交付申請
	事業報告 (書面提出)		補助金の実績報告 事業の完了報告
令和5～6	事後評価	※評価決定後随時	推進委員会・庁内委員会委員による評価を市長へ報告 市長が評価を決定

3 提出書類の様式改正〈市民提案型協働事業・行政提案型協働事業〉

【現状の課題】類似した書類を複数作成するのが負担である。

【解決のための手段】提出書類の簡素化を図る。

①類似している書類の兼用化

提案事業の申請書類	事業実施時の補助金の交付申請書類
富士見市提案型協働事業企画書	事業計画書
収支予算書	収支予算書

事業完了時の完了報告書類	事業完了時の補助金の実績報告書類	事業報告会時の報告書類
富士見市協働事業提案制度完了報告書	事業報告書	協働事業報告
収支決算書	収支決算書	収支決算書 ※補助金の実績報告書類

②プレゼンテーション用資料

プレゼンテーションは、事業の申請書類を配布することとし、必要に応じて提案者の追加資料を配布できることとする。

③必要書類

・申請書類（申請時）

例規の別	様式番号	様式の名称	現行	簡素化後	改正の有無	改正内容
実施要綱	第1号	富士見市協働事業提案制度申請書	○	○	改正	添付書類の名称変更
実施要綱	第2号	富士見市提案型協働事業企画書 ➡ 改正(案)：事業計画書	○	○	改正	※兼用化（名称変更:事業計画書）
実施要綱	第3号	収支予算書	○	○	改正	※兼用化（補助対象額欄の追加）
実施要綱	第4号	富士見市提案型協働事業提案者自己紹介シート	○	○	なし	—
—	—	プレゼンテーション用資料	○	必要に応じて	なし	

・補助金の交付申請（事業実施時）

例規の別	様式番号	様式の名称	現行	簡素化後	改正の有無	改正内容
補助金要綱	第1号	富士見市採択協働事業補助金交付申請書	○	○	なし	
補助金要綱	第2号	事業計画書	○	○	改正	※兼用化
補助金要綱	第3号	収支予算書	○	○	改正	※兼用化
補助金要綱	第9号	富士見市採択協働事業補助金交付請求書	○	○	なし	

・完了報告（事業完了時）

例規の別	様式番号	様式の名称	現行	簡素化後	改正の有無	改正内容
実施要綱	第10号	富士見市協働事業提案制度完了報告書	○	○	改正	成果欄の削除⇒事業報告書で報告
評価要領	-	協働事業報告 ⇒改正(案)：事業報告書	○	○	新設	実施要綱に新設 ※兼用化
実施要綱	第11号	収支決算書	○	○	改正	※兼用化
-	-	事業を実施した成果が分かるもの ⇒客観的に分かる、一般参加者・実施者のアンケート、写真など	-	○	○	任意様式

・補助金の実績報告（事業完了時）

例規の別	様式番号	様式の名称	現行	簡素化後	改正の有無	改正内容
補助金要綱	第5号	富士見市採択協働事業補助金実績報告書	○	○	改正	添付書類(4)の削除
補助金要綱	第6号	事業報告書	○	○	改正	※兼用化
補助金要綱	第7号	収支決算書	○	○	改正	※兼用化
-	-	補助対象事業を実施した成果が分かるもの	○	×	なし	-